

議案第132号

松阪市飯南茶業伝承館条例等の一部改正について

松阪市飯南茶業伝承館条例（平成17年松阪市条例第346号）等の一部を次のように改正する。

令和3年11月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市飯南茶業伝承館条例等の一部を改正する条例  
（松阪市飯南茶業伝承館条例の一部改正）

第1条 松阪市飯南茶業伝承館条例（平成17年松阪市条例第346号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（管理）

第2条 松阪市飯南茶業伝承館（以下「伝承館」という。）の管理は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

第3条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て、」を削る。

第4条の見出し中「開館時間」を「利用時間」に改め、同条中「開館時間」を「利用時間」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「あらかじめ市長の承認を得て、」を削る。

第6条及び第7条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第8条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「指定管理者に伝承館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「別表に定める使用料」に、「指定管理者が」を「市長が」に改め、同条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第11条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第2号中「指定管理者」を「市長」に改める。

第13条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第15条及び第16条を削り、第17条を第15条とする。

別表中「利用料金」を「使用料」に改め、同表中研究室1（製茶場）の部及び研究室2（仕上場）の部を削る。

（松阪市飯南茶業伝承館条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松阪市飯南茶業伝承館条例の一部を改正する条例（令和3年松阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項の改正規定を次のように改める。

第10条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表の改正規定を次のように改める。

別表中「1,210円以内」を「1,210円」に、「12,410円以内」を「12,410円」に改める。

附則第2項中「利用料金」を「使用料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料の減免及び使用料から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。